第４回確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会 2026年11月26日	資料２

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

ＤＣ制度に係る中長期的課題②（自動移換・中途脱退）

令和８年11月26日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

現状のDCにおける自動移換の仕組み（概要）

○　確定拠出年金（DC）制度は、「個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い」、「国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援」するものであり、本人の関与が制度の基礎。

○　一方で、自動移換は、退職等で企業型DC加入者の資格を喪失後、６ヶ月以内に移換等の手続きをしない場合に国民年金基金連合会（特定運営管理機関）の仮預かり口座（当座預金）に自動的に移換される制度。（DC法第83条第１項）

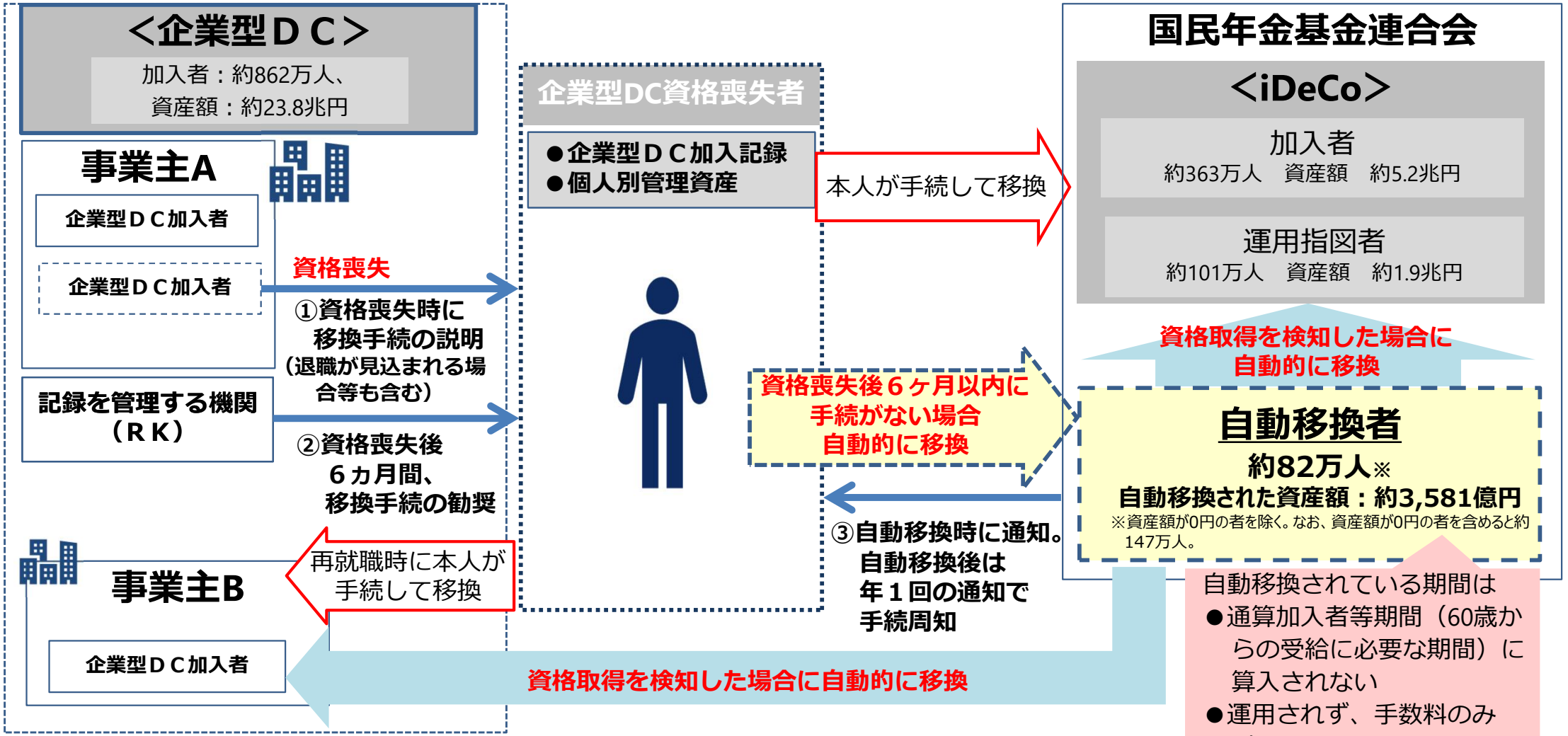

※企業型DC・iDeCoの加入者数等の数値は令和７年３月末時点
※自動移換者数や自動移換された資産額の数値は令和８年３月末時点

＊自動移換時に手数料4,348円、資産移換後に98円/月の手数料が発生
（iDeCo加入時も移換手数料2,829円、管理手数料66円/月が必要）

現状のＤＣにおける自動移換の仕組み（法令上の整理）

企業型DC加入資格喪失後の流れ

企業型DC加入

退職等

6ヶ月経過しても本人が資産移換の手続をしなかった場合

本人の申出で転職先の企業型DCやイデコに移換
（DC法第80条第1項、第82条）

関係機関で情報連携

平成28年改正①

再就職先で企業型DCに加入している場合 → 再就職先の企業型DCに移換
（DC法第80条第2項、DC則第63条の2）

イデコに加入している場合 → イデコに移換
（DC法第83条第1項、DC則第65条）

企業型DCにもイデコにも加入していない場合 → 国民年金基金連合会に移換（自動移換）
（DC法第83条第1項、DC則66条）

自動移換後も関係機関で随時情報連携

平成28年改正②

再就職し企業型DCに加入した場合 → 再就職先の企業型DCに移換（※）
（DC法第80条第3項、DC則第63条の3）

イデコに加入した場合 → イデコに移換（※）
（個人型DC規約第158条の2）

（※）自動移換後の移換に関する根拠規定については、本人申出なく再就職先の企業型DCやイデコに移換する場合の規定。

現状のＤＣにおける自動移換の仕組み（法令上の整理）

確定拠出年金法第83条第１項

企業型年金の資産管理機関は、次に掲げる者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）の個人別管理資産を連合会に移換するものとする。

一　当該企業型年金の企業型年金加入者であった者であって、その個人別管理資産が当該企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して六月以内に第五十四条の四、第五十四条の五、第八十条若しくは第八十二条又は中小企業退職金共済法第三十一条の三の規定により移換されなかったもの（当該企業型年金の企業型年金運用指図者及び次号に掲げる者を除く。）

二　当該企業型年金が終了した日において当該企業型年金の企業型年金加入者等であった者であって、その個人別管理資産が当該企業型年金が終了した日が属する月の翌月から起算して六月以内に第五十四条の四、第五十四条の五、第八十条若しくは第八十二条又は中小企業退職金共済法第三十一条の三の規定により移換されなかったもの

立法趣旨

企業型年金の加入者の資格を喪失したにもかかわらず、**長期間にわたって、その企業型年金においてその者の年金資産（持分）を管理させることとすると、当該企業型年金を実施する企業にとって負担がきわめて重く、適切でない**と考えられることや、確定拠出年金は「１人１勘定（制度）」を原則としており、**転職を繰り返す者が、複数の企業型年金にその年金資産（持分）を分散させている状態が続くことは適切ではなく、できるかぎり１カ所（すなわち個人型年金）にその者の年金資産（持分）を集中させることとすべき**と考えたためである。

（出所）尾崎俊雄『日本版401k 導入・運営・活用のすべて』（東洋経済新報社、2002年）210頁

これまでの自動移換に関する取り組み

これまでの取り組み（自動移換）

○　加入者本人が移換手続を行うよう、これまで以下の対策等を実施。

・　厚生労働省では、事業主及び記録を管理する機関（ＲＫ）に対して、退職者に対する**移換手続の説明・勧奨を行うよう、指導**。

・　国民年金基金連合会では、**自動移換者に対して通知**を年１回送付し、今後の手続、通知時点での年金資産額、管理等に要した手数料等について周知（住所不明者分は日本年金機構に住所を照会して分かる範囲で把握）。

・　国民年金基金連合会では、2017年１月から個人型ＤＣ加入範囲が拡大されたことから、より多くの退職者が**個人型ＤＣに加入可能になる旨を周知**。

○　また、厚生労働省では、2016年改正法により整備されたＤＣ間ポータビリティの規定に則り、以下の対策を実施。

・　企業型ＤＣの加入者が転職して他の企業型ＤＣの加入者になった、又は個人型ＤＣの加入者等になったにもかかわらず、転職前の企業 型ＤＣの年金資産を転職後の企業型ＤＣ又は個人型ＤＣに移換する手続をしないまま６ヵ月経過した場合には、本人の申出がなくとも、転職前の企業型ＤＣの年金資産を**転職後の企業型ＤＣ又は個人型ＤＣに移換**。

・　自動移換者が企業型ＤＣ又は個人型ＤＣの加入者等になった場合には、本人の申出がなくとも、自動移換された年金資産を**企業型ＤＣ 又は個人型ＤＣに移換**。

○　加えて、2025年改正法に関連する政令改正により、これまで事業主が行う説明義務は「加入者が資格を喪失したとき又は企業型DCが終了したとき」に行うこととしていたものを、企業型DCの個人別管理資産が自動移換されるケースが減少するよう、**退職等により資格の喪失が見込まれる者**や**終了予定**の企業型DCの加入者等に対して説明を行うことを義務づけることとした（2026年４月１日施行）。

○　なお、2026年4月より、適正な手数料徴収の観点（自動移換者に係る管理コストは自動移換者から徴収する手数料で賄う）から、自動移換者に対する国民年金基金連合会の管理手数料（40円/月）を新設するとともに、企業型DC又は個人型DC等への移換を促すため、特定運営管理機関における移換手数料の引下げ（1,100円/回→550円/回）を実施した。

自動移換に関する課題

制度運営上の課題

○　企業型ＤＣの加入者は、退職により加入者資格を喪失後６ヵ月以内に、本人の責任で年金資産の移換等の手続をすべき（※１）ところ、その手続をしなかった場合に、その**資産が国民年金基金連合会に自動的に移換（自動移換）**されることとなっている（※２）。

※１　ＤＣは、**加入者本人の責任で運用**を行う制度であり、企業を退職して企業型ＤＣの加入者資格を喪失した際には、加入者本人が、個人型ＤＣに加入する等の資産移換手続をとっていただく必要がある。

※２　自動移換されている間は運用されず手数料が徴収される。コストや事務負担を考慮し、実際に移換手続をとるかどうかは本人の判断。また、自動移換された年金資産を管理している国民年金基金連合会では、資産の保全を行うとともに、本人からの移換申出や請求があれば随時対応している。

○　現状としては、企業型DC加入者の増加に伴い、自動移換者も年々増加しつづけている（2025年度末で約82万人（移換資産額０円の者を除く））。自動移換された資産は**毎年度約200億円ずつ増加**しており、国民年金基金連合会が管理する自動移換者の個人別管理資産の総額は**約3,581億円**となっている（自動移換者で資産ありの者のうち、資産25万円以下は約６割（2025年度末））。

自動移換の在り方

○　自動移換者を増やさない**入口対策**が重要。

○　その上で、新規自動移換者の流入や既存の自動移換者の移換のための施策として、事業主による周知の徹底、投資教育の充実等の取組の推進を求める意見や、企業型 DCで資格喪失後の移換先を設定しておくこと、個人別管理資産額が少額の場合の中途引き出しの拡大など、諸外国における対応なども参考に**制度の見直し**を求める意見が企個部会では出されたところ。

【自動移換者の動向】

◆自動移換者のうち、移換資産額０円の者を除く自動移換者数は令和７年度末で約82万人。
◆資産額は令和７年度末で約3,581億円（対前年＋約220億円）
◆資産ありの者のうち、資産額25万円以下の者は約６割。移換資産額が０円の者は約64万人。

正規移換者及び自動移換者の推移　（令和８年３月末）

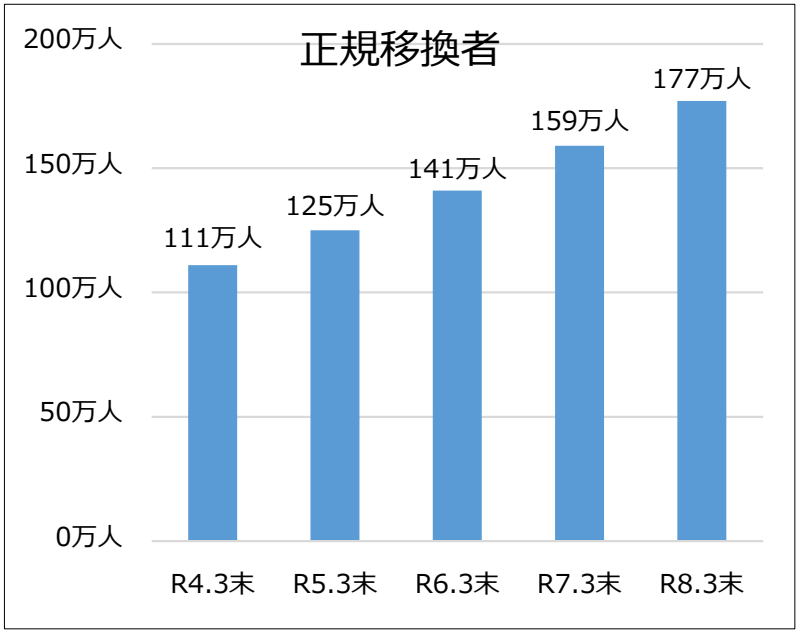

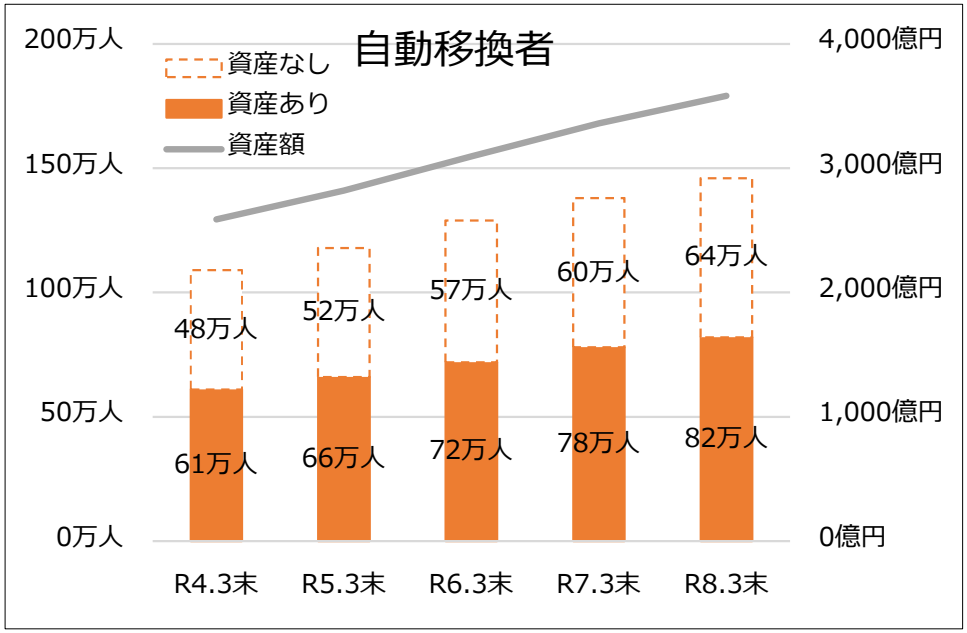

移換資産額別の分布

移換資産額	0円	～250,000円	～500,000円	～1,000,000円	～2,000,000円	2,000,000超	合計
正規移換者	1.1%	26.6%	15.7%	17.8%	14.9%	24.0%	100.0%
自動移換者（移換資産額0円を除く）	－	63.9%	15.5%	10.6%	5.8%	4.2%	100.0%
自動移換者（移換資産額0円を含む）	44.1%	35.7%	8.7%	5.9%	3.3%	2.4%	100.0%

※ 正規移換者：移換手続きに基づいて、加入者または運用指図者となった者。
※ 自動移換者：企業型年金加入者であった者で、転職・退職等により企業型年金加入者の資格を喪失後6ヵ月以内に、個人別管理資産の移換手続きを行わなかった者。
なお、資産ありの者と資産なしの者に分けて表示。

出所：国民年金基金連合会「iDeCo（個人型確定拠出年金）の制度の概況」（令和８年３月末現在）より厚生労働省作成

アメリカにおける退職時に手続を行わない企業型DC加入者への対応

○　アメリカにおいて、企業型DCの加入者が退職時等に手続を行わない場合、①引き続き企業型DCのプランに残す、②デフォルトＩＲＡ口座へ移換する、③現金で払い出すの３つの対応を取ることができる。

○　どの資産額の範囲において①～③のどの対応を行うかの組み合わせは、各事業主が決める。②・③を本人の同意なく行うためには資産額の上限があり、②は資産額7,000ドル以下の場合、③は資産額1,000ドル以下の場合ということが決められている。

○　デフォルトIRAの移換先は、事業主が指定する。デフォルトIRAのプランは元本確保型商品である必要がある。

○　事業主は、従業員に対して退職の一定期間前に、移換をするかどうかの決定を求め、自身が積極的に選択しない限り、現金化またはデフォルトIRA口座への移換がなされることや、その際の税制上の不利益を含めて何が発生するかを説明するための通知を行う。

○　近年、民間企業がDC資産の移換を円滑化するためのサービスを提供しており、同社のプログラムに参加する企業型DCやRKの中から、転職先のDC口座や新たに開設されたIRA口座の開設などが発見された場合には、DC資産を移換する取り組みが行われている。

【アメリカにおける退職時に手続を行わない者への対応】

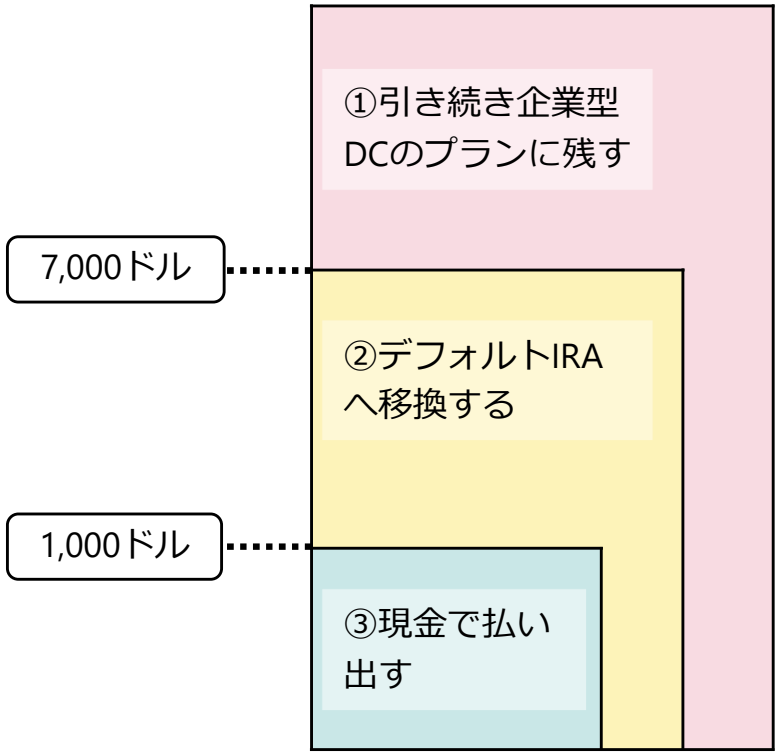

※ 米国における元本確保型商品とは、MMFや銀行預金等を指す。

（出所）米投資信託協会、アメリカ資産運用会社等からのヒアリングを元に厚生労働省において作成

これまでの中途脱退に関する議論

現状（中途脱退）

○　DCは**老後の所得確保を目的**とした制度であり、給付は障害給付及び死亡一時金を除き、原則60歳以降に支給を受けることができる。ただし、個人別管理資産が**極めて少額**である場合、掛金の拠出期間が**短期間**である場合、**加入要件を満たさない**など一定の条件を満たす場合は、例外的な措置として脱退一時金の支給を受けることができる。

○　諸外国においても、中途引き出しの原則禁止は資産が老後所得となることを担保するための重要な要素であり、中途引き出しが認められる場合は限定的である。

これまでの改正経緯（中途脱退）

○　2020年度の制度改正においては、公的年金の脱退一時金の支給上限が最大「５年間分」とされたことを踏まえ、DCの脱退一時金についても、掛金拠出期間を**「３年以下」から「５年以下」**とする見直しを行った。

※　公的年金では、日本国籍を有しない外国人が外国に帰国するときは、その外国人は、最大で「５年間分」の保険料を基に設定した脱退一時金を受給できることとなっている。確定拠出年金は公的年金の上乗せの年金制度であることに鑑み、この外国人に対する公的年金の脱退一時金とのバランスを考慮して、同様に「５年以下」に設定したもの。

○　また、現在、公的年金については、外国人の滞在期間の長期化や入管法等の改正法により育成就労制度が創設されることを踏まえ、支給上限年数を現行の**５年から８年**に見直すこととされている。このため、DC の脱退一時金についても、公的年金の脱退一時金の見直しの状況等を踏まえ、同様の見直しを行う予定である。

○　DCの脱退一時金に関するその他の論点については、DC 制度の目的や実施状況、自動移換の動向等も踏まえつつ、引き続き検討を深めることとされている。

○　現在、厚生労働省において実施中の**海外調査等**により、中途脱退等の私的年金制度の各課題に関する国内外の制度の現状や実態に関する調査を進めている。

（参考）ＤＣの脱退一時金について

○　DCは老後の所得確保を目的とした制度であり、給付は障害給付及び死亡一時金を除き、原則60歳以降に支給を受けることができる。

○　ただし、個人別管理資産が極めて少額である場合、掛金の拠出期間が短期間である場合、加入要件を満たさないなど一定の条件を満たす場合は、例外的な措置として脱退一時金の支給を受けることができる。

企業型DCの脱退一時金支給要件（確定拠出年金法附則２条の２）

- 企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者でないこと。
- 個人別管理資産の額が政令で定める額（1.5万円）以下であること又は個人型DCの脱退一時金支給要件を満たすこと。
- 最後に企業型年金加入者の資格を喪失した日から6か月以内であること。

個人型DCの脱退一時金支給要件（確定拠出年金法附則３条）

- 60歳未満であること。
- 企業型年金加入者でないこと。
- 個人型DCに加入できないこと。（「日本国籍を有する海外居住者（20歳以上60歳未満）でないこと」を含む）
- 障害給付金の受給権者でないこと
- 通算の掛金拠出期間が政令で定める期間（５年）以下であること又は個人別管理資産の額が政令で定める額（25万円）以下であること。
- 最後に企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を喪失した日から2年以内であること。

令和2年制度改正による中途引き出し（脱退一時金）の改善

○　公的年金の脱退一時金の支給上限が「政令で定める額（最大５年間分）」とされたため、DCの脱退一時金についても、掛金拠出期間を「３年以下」から「政令で定める期間（５年）以下」に見直し。（令和３年４月施行）

○　外国籍人材が帰国する際に、公的年金と同様、DCの脱退一時金を受給できるよう、要件を見直し。（令和４年５月施行）

- 国民年金の任意加入被保険者のiDeCoへの加入を可能とした上で、日本国籍を有しないiDeCoに加入できない者については、通算の掛金拠出期間が短いこと等の他の要件を満たせば、中途引き出し（脱退一時金の受給）を認める
- 企業型DCの脱退一時金について、一旦iDeCoに資産を移換することなく、直接、受給できるようにするよう、手続面を改善

本日ご議論いただきたいこと

論点

○　自動移換に関する現状を踏まえ、以下の論点について、主にご意見を伺いたい。

- **実務面**での改善策（退職時説明の強化、好事例　等）
- **自動移換先**の検討（デフォルト移換　等）
- 自動移換者の**記録管理**の在り方
- **中途脱退**（中途脱退の要件、老後資産形成との関係性　等）

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

（参考１）
自動移換に係る現状等

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

転職者に対する事業主の説明義務

○ 転職元の企業の事業主は従業員が企業年金の加入者資格を喪失することが見込まれるとき又は企業型DCを終了しようとするとき(※)、転職先の事業主は新たに従業員が企業年金の加入者資格を取得したときに、それぞれポータビリティに関する説明義務が課せられている。

※ 自動移換されるケースの減少を企図し、これまでの「加入者が資格を喪失したとき又は企業型DCが終了したとき」の説明義務から改正（令和８年４月１日施行）

＜事業主が転職者に対して説明する内容＞

転職元（移換元）		転職先（移換先）	
確定給付企業年金	企業型確定拠出年金	確定給付企業年金	企業型確定拠出年金
① 移換の申出期限 ② 脱退一時金相当額とその算定基礎期間 ③ 中途脱退者が有する選択肢（脱退一時金の繰り下げ、転職先の企業年金制度への移換など） ④ 企業年金連合会や国民年金基金連合会の概要、手数料 など	① 資格喪失者が有する選択肢（転職先の企業年金やiDeCoへの移換ができること、資格喪失した日の属する月の翌月から6月を経過した場合の取扱いなど） ② 手数料 など	① 移換の申出期限とその手続方法 ② 給付設計の内容（加入時の年齢から退職まで加入していた場合のモデル年金額など） ③ 移換された脱退一時金相当額に基づき算入される加入者期間やその通算方法 など	① 移換の申出期限とその手続方法 ② 通算加入者等期間に算入する期間 ③ 手数料 など

自動移換者問題関係者連絡協議会報告書（抜粋）

○　平成19年10月に国民年金基金連合会に「自動移換者問題関係者連絡協議会」が設置され、平成21年７月まで自動移換に関する議論がなされた。

○　自動移換者問題の解決をめざして　－自動移換者問題関係者連絡協議会報告書－（平成21年７月国民年金基金連合会）抄

３）自動移換者の資産の管理

自動移換者の資産は、自動移換者数の増加に伴い拡大し、平成21年３月末で約370億円に達している。この資産は、現在、国民年金基金連合会名義の決済性預金（無利息の普通預金）として管理されている。

この資産については、効率的に運用し、その運用益を自動移換者に対するサービスの充実に充てるべきという意見や、運用益を自動移換者へ還元（配当）すべきという意見等があった。しかし、この資産は、**自動移換者が正規の手続をとるまでの間、国民年金基金連合会が暫定的に預かっているものであり、そうした資産の性格を考慮すれば、資産の保全性こそが重視されるべきであって、預金保険制度上、資産全額が保全される現行の管理形態は、適当**なものであるというのが協議会の結論である。

確定拠出年金（ＤＣ）の自動移換に関する手数料について

○　DCの自動移換者に係る手数料については、新規自動移換時に徴収する手数料及び定期的に徴収する管理手数料があり、国民年金基金連合会が特定運営管理機関を通じて徴収している。

＜自動移換者に係る手数料＞

手数料名称	金額	収納主体	手数料の用途
管理手数料（月額）(※1)	98円（月次） ※年額換算1,176円	国民年金基金連合会 特定運営管理機関	自動移換者原簿管理、手続勧奨文書送付等
新規自動移換時手数料	3,300円（回）	特定運営管理機関	自動移換者データの受入、移換通知書送付、入金管理等
	1,048円（回）	国民年金基金連合会	個人別管理資産の移受換、記録管理、手数料徴収等
企業型又は個人型への移換に係る手数料(※2)	550円（回）	特定運営管理機関	移換通知書の作成、振込指図、原簿の引継等

※１ 令和８年４月１日より、特定運営管理機関の手数料を「52円（月次）」から「58円（月次）」に変更し、また国民年金基金連合会の手数料「40円（月次）」を新設。
※２ 令和８年４月１日より、「1,100円（回）」から変更

＜自動移換者の手数料徴収事務のスキーム＞

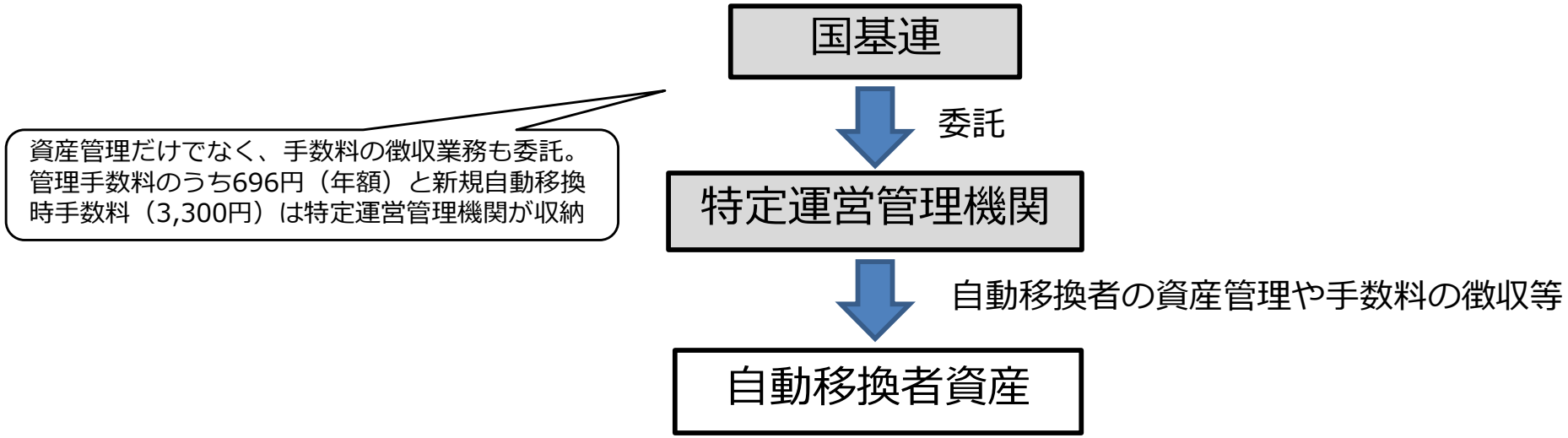

確定拠出年金（ＤＣ）の自動移換者の現状

○　自動移換者に対しては、企業型・個人型への連合会からの移換戻しを行う仕組みを適切に活用している。

自動移換者等の状況

（令和８年３月31日現在）

令和７年度末時点での人数		
自動移換者（管理資産額） ※資産額０円を含む自動移換者	824,209 人 1,469,151 人	（3,581 億 4,800 万円）
令和７年度における年間件数		
① 新規自動移換者（資産額）	151,757 人	（689 億 5,200 万円）
② 企業型・個人型移換戻し 件数（資産額）	63,415 人	（446 億 3,200 万円）
③ 死亡一時金件数（金額）	872 件	（10億 9,100 万円）
④ 脱退一時金件数（金額）	980 件	（2 億 2,100 万円）
⑤ 70 歳裁定件数 （金額）	0 件	（0 万円）
⑥ 自動移換者増加（資産額）	86,490 人	（219 億 8,600 万円）

出所：令和７年度 国民年金基金連合会業務報告書より厚生労働省作成

自動移換者数の推移

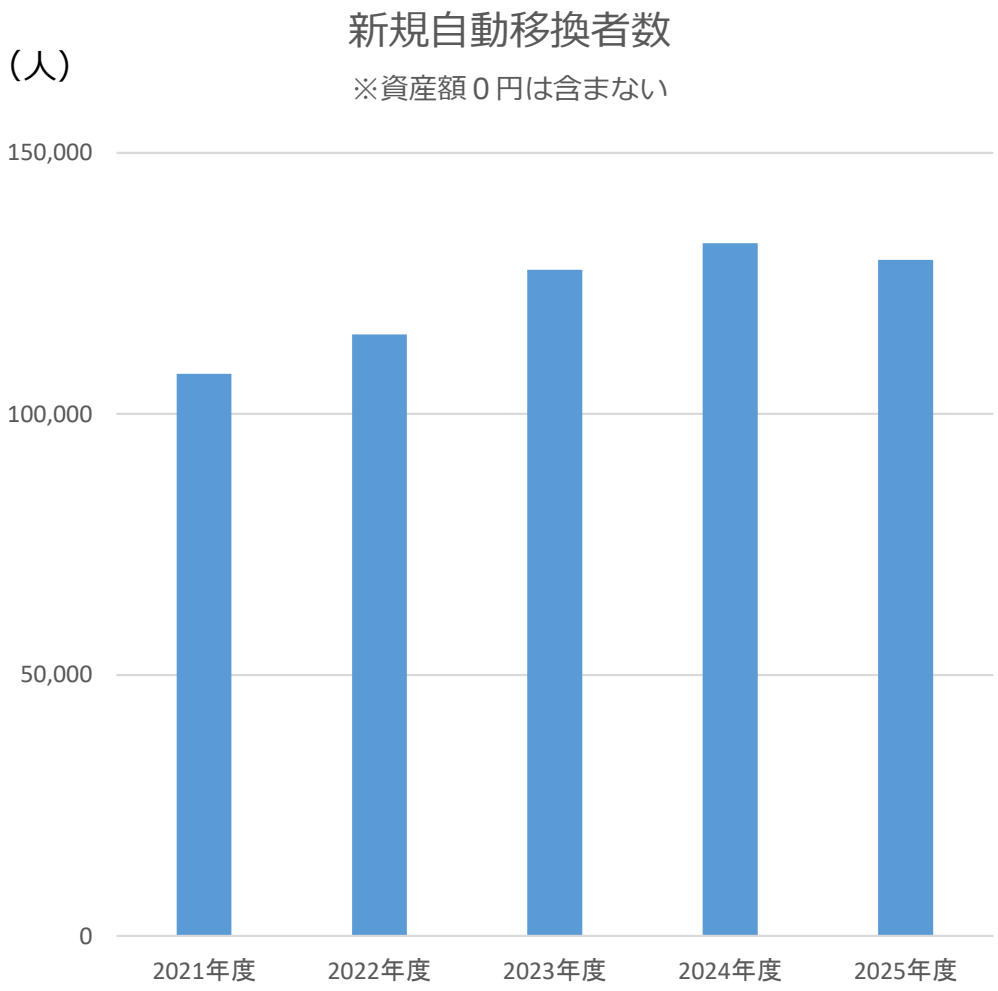

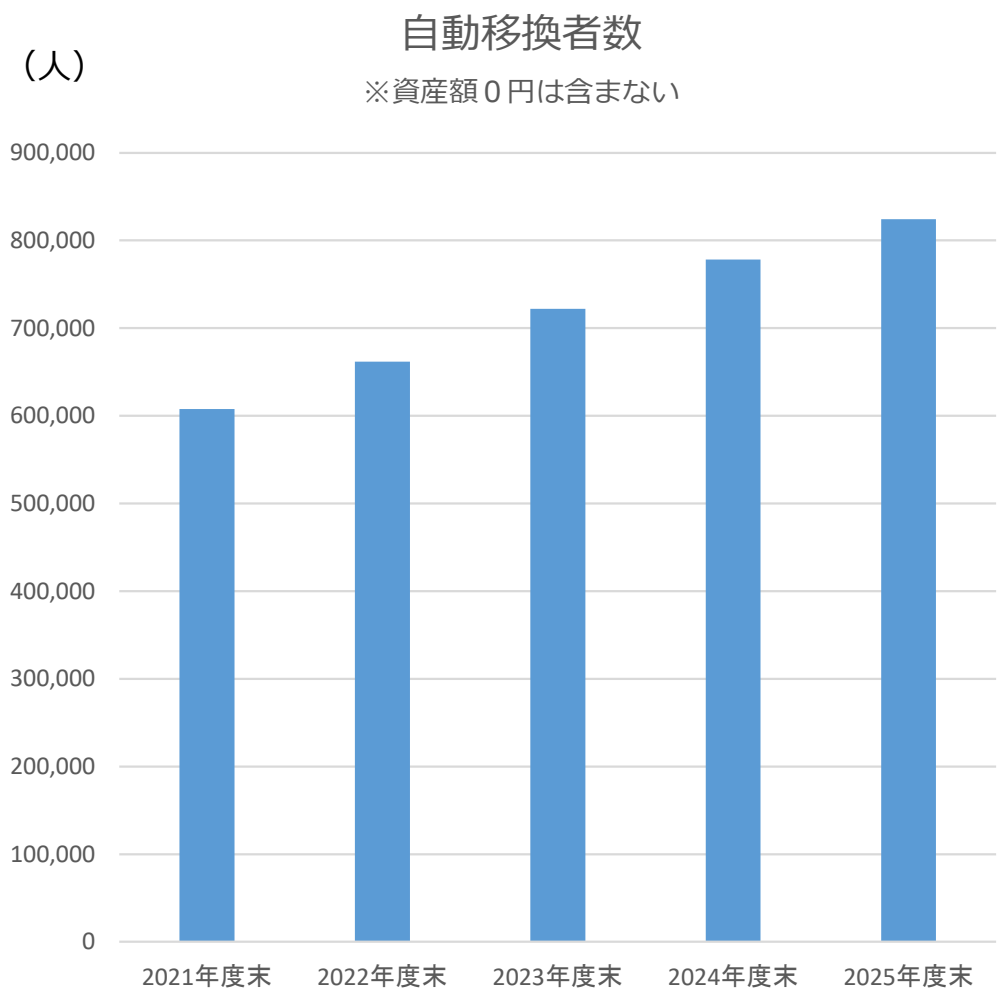

（出所）国民年金基金連合会データより厚生労働省作成

企業型・個人型移換戻しの推移（件数・資産額）

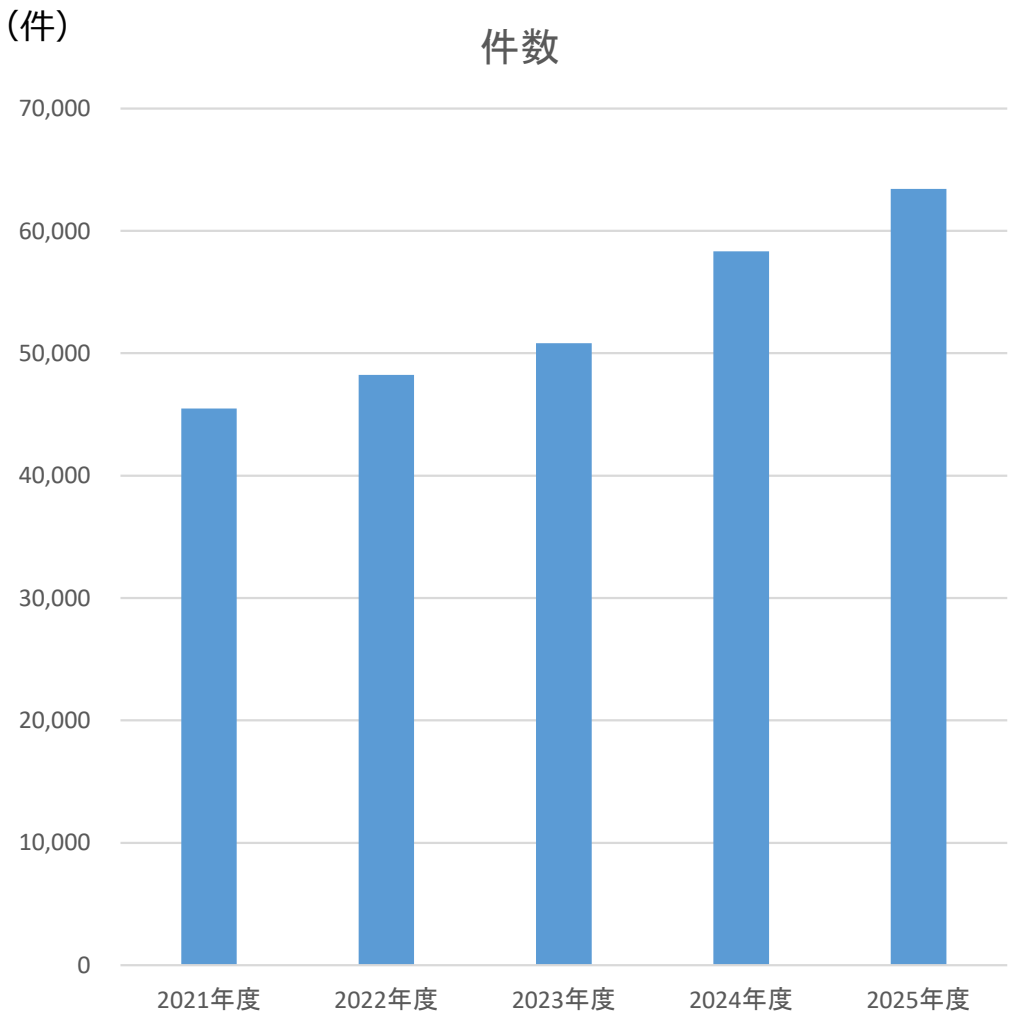

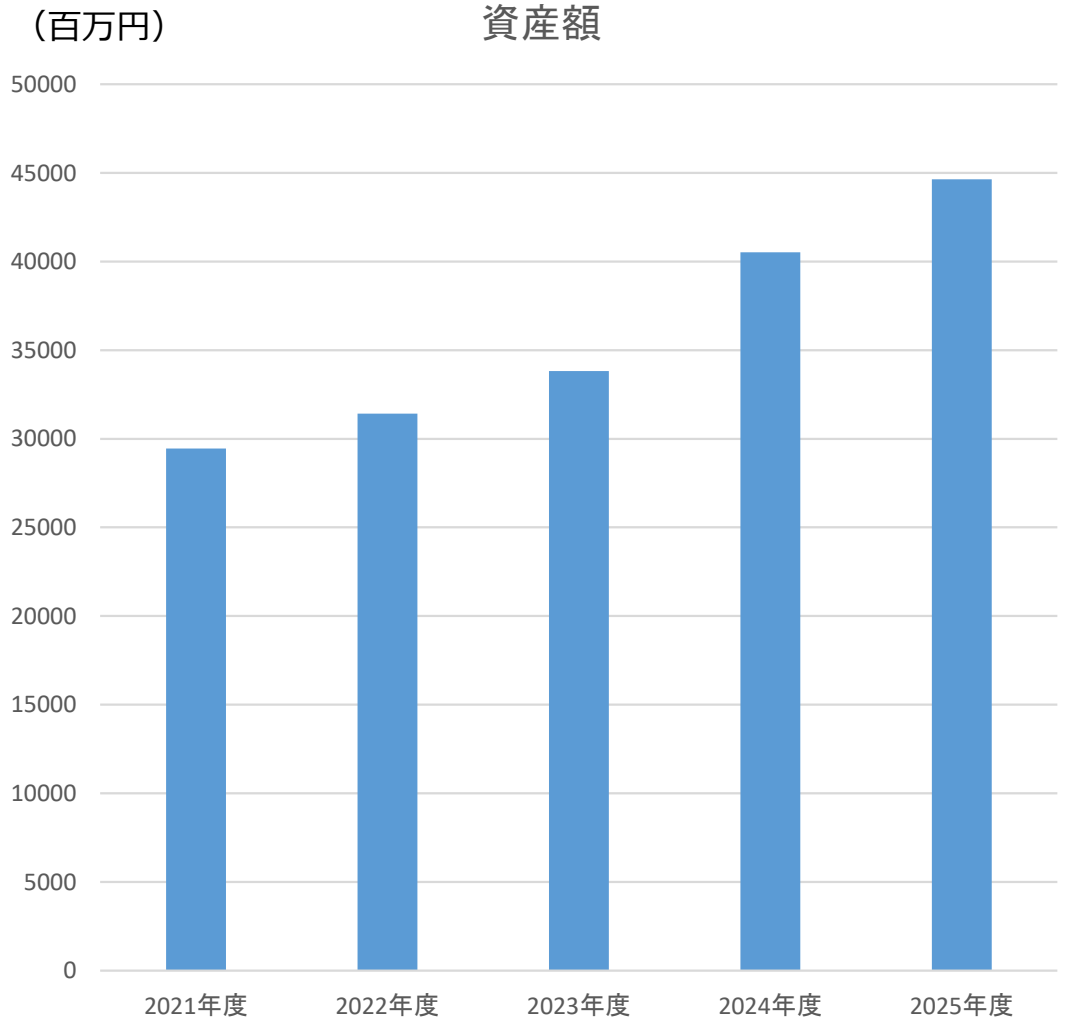

出所：国民年金基金連合会データより厚生労働省作成

企業型DCの加入者資格喪失者に占める自動移換者の割合

○　事業主ごとに企業型DCの加入者資格喪失者に占める自動移換者の割合は異なる（平均：34%）。

○　自動移換者の割合が50%を超える事業所は全体の25%。

加入者資格喪失者に占める自動移換者の割合

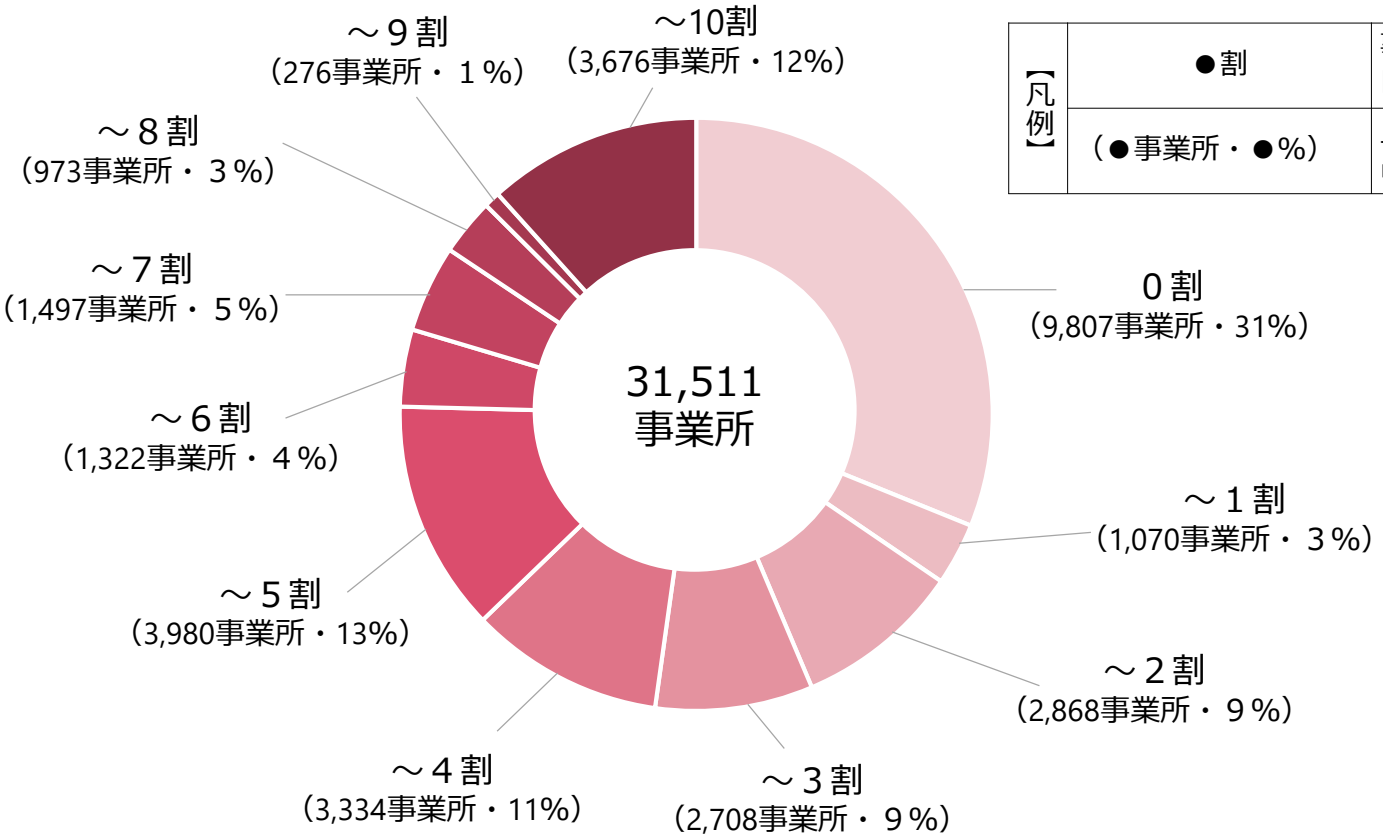

【凡例】		
	●割	事業所における加入者資格喪失者に占める自動移換者数の割合
	（●事業所・●%）	上記割合である事業所数と、全事業所に占める割合

（注）加入者資格喪失者数については、「(1)死亡又は運用指図者資格取得による加入者資格喪失者、及び(2)企業型年金の企業型年金加入者の資格を60歳に達した日以降に喪失した者であって、同日の翌日が属する月に当該企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得したもののいずれも含まないこととし、事業年度末の１年６か月前から起算して１年間に資格喪失した人数について記載すること」とされている。なお、加入者資格喪失者が存在しない事業所は除いている。

（出典）　令和７年中に事業年度末が到来し、提出された「企業型年金に係る業務報告書」を基に集計。

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

（参考２）
中途脱退に係る現状等

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

（参考）確定給付企業年金（ＤＢ）と確定拠出年金（ＤＣ）の中途引き出しの考え方

○　確定給付企業年金（ＤＢ）と確定拠出年金（ＤＣ）は、公的年金の給付と相まって国民の老後の所得確保を図るという制度の目的は共通しているが、ＤＣは原則として60歳到達前の中途引き出しは認められていない一方で、ＤＢは支給開始時期到達前の退職時にも支給される仕組みである。

○　ＤＣについて、中途引き出しの原則禁止は資産が老後所得となることを担保するための重要な要素であり、中途引き出しは制度に加入できず年金資産を積み増すことができなくなるといった例外的な場合に限られている。

＜確定給付企業年金（DB）・確定拠出年金（DC）の中途引き出しの要件＞

確定給付企業年金	確定拠出年金
なし	原則不可 ※資産額が少額であること等の要件を満たす場合は可能

＜諸外国の確定拠出年金（DC）の中途引き出しの要件＞

アメリカ（401K）	イギリス	ドイツ（リースター年金）
原則不可 （早期の受け取りが可能だが、所得税とは別に10%のペナルティー・タックスが課される）	原則不可 （早期の受け取りが可能だが、最大55%の課税）	原則不可 （中途脱退を行う場合は補助金及び還付税額の返還が条件）

ＤＢ・ＤＣの拠出・給付の仕組み

- 確定給付企業年金（ＤＢ）は、適格退職年金や厚生年金基金の移行の受け皿としての位置付けであったことから、両制度の特徴を承継している。一方、確定拠出年金（ＤＣ）は、資産が老後所得となることを担保するための措置として、中途引き出しの原則禁止等の特徴を持つ。
- ＤＢとＤＣとでは、制度創設の経緯を反映して、拠出や給付の仕組みが異なっているが、公的年金の給付と相まって国民の老後の所得確保を図るという制度の目的は共通している。

		確定給付企業年金（ＤＢ）	確定拠出年金（ＤＣ）	
拠出の仕組み	掛金	事業主拠出 （加入者も事業主掛金を超えない範囲で拠出可能） ※拠出限度額なし（ただし、加入者掛金の非課税枠は年間４万円まで（生命保険料控除））	【企業型】 事業主拠出 （加入者も事業主掛金と加入者掛金の合計額が拠出限度額を超えない範囲で拠出可能） ※拠出限度額あり	【個人型（iDeCo）】 加入者拠出 （中小企業については、事業主も拠出可能） ※拠出限度額あり
	加入可能要件	厚生年金被保険者	【企業型】 厚生年金被保険者	【個人型（iDeCo）】 国民年金被保険者
給付の仕組み	支給開始時期の設定 受給開始時期の選択	60歳以上70歳以下の規約で定める年齢到達時 又は50歳以上の退職時（規約に定めがある場合） ※規約で定めるところにより繰下げを申し出ることができる（繰り下げた場合の開始時期は規約で定める）	60歳以上75歳未満の請求時 ※60歳未満の加入等の期間が10年に満たない場合は、その期間に応じた年齢以降で請求が可能	
	年齢到達前の中途引き出し	制限なし ※規約において、３年を超える加入者期間を中途引き出しの要件として定めてはならない	原則不可 ※資産額が少額であること等の要件を満たす場合は可能	
	受給の形態	年金か一時金かを受給権者が選択可能 （年金の場合の期間等は労使が選択）	年金か一時金かを受給権者が選択可能 （年金の場合の期間等は受給権者が選択）	

※ 国民年金被保険者の資格は、①第１号被保険者：60歳未満、②第２号被保険者：65歳未満、③第３号被保険者：60歳未満、④任意加入被保険者：保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能（65歳未満）となっている。

企業年金・個人年金に係る税制

		厚生年金基金		確定給付企業年金（ＤＢ）		企業型確定拠出年金（企業型ＤＣ）		個人型確定拠出年金（個人型ＤＣ（iDeCo））	
拠出時	事業主	全額損金算入	事業主掛金 加入員掛金	全額損金算入	事業主掛金 加入者掛金	全額損金算入	事業主掛金 加入者掛金（※）	全額損金算入	事業主掛金（※） 加入者掛金
	従業員	社会保険料控除		生命保険料控除		小規模企業共済等掛金控除	（※）マッチング拠出	小規模企業共済等掛金控除	（※）iDeCoプラス
運用時（※）		代行部分の3.23倍超の部分に対し特別法人税課税（1.173%）	運用益 事業主掛金 加入員掛金 代行部分の3.23倍	積立金（加入者掛金分を除く。）に対し特別法人税課税（1.173%）	運用益 事業主掛金 加入者掛金	積立金に対し特別法人税課税（1.173%）	運用益 事業主掛金 加入者掛金	積立金に対し特別法人税課税（1.173%）	運用益 事業主掛金 加入者掛金
給付時	年金	雑所得として課税【公的年金等控除】	運用益 事業主掛金 加入員掛金	加入者掛金分を除き雑所得として課税【公的年金等控除】	運用益 事業主掛金 加入者掛金	雑所得として課税【公的年金等控除】	運用益 事業主掛金 加入者掛金	雑所得として課税【公的年金等控除】	運用益 事業主掛金 加入者掛金
	一時金	退職所得として課税【退職所得控除】		加入者掛金分を除き退職所得として課税【退職所得控除】		退職所得として課税【退職所得控除】		退職所得として課税【退職所得控除】	

（※）特別法人税については、2028（令和10）年度末まで、課税停止措置が延長されている。

部分が課税対象



iDeCoとNISA



税の優遇範囲が広く老後資産形成に適したiDeCoと　ライフプランに柔軟に対応するNISAとで　目的に応じた使い分けを

	iDeCo(イデコ) （個人型確定拠出年金）	NISA　※つみたて投資枠と成長投資枠は併用可能	
		つみたて投資枠	成長投資枠
対象者	原則２０歳以上６５歳未満 （国民年金被保険者）	１８歳以上[2]	
拠出限度額	年間24～81.6万円[1]	年間　120万円	年間　240万円
		非課税保有限度額1,800万円 （うち成長投資枠は1,200万円）[3]	
投資可能商品	投資信託　保険商品　定期預金等	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	上場株式・投資信託等
購入方法	定期的・継続的に積み立てる	定期的・継続的に積み立てる	自由
受け取り	**原則60歳以降に受け取り**	**引き出し可能**	
税の優遇	**・拠出時の所得控除により、毎年の所得税や住民税が少なくなる ・受取り時の公的年金等控除・退職所得控除により、支払う税金が少なくなる**	―	
	運用益が非課税		

１）国民年金のみに加入の自営業者等：68,000円／月（12月より、75,000円／月）
会社員：企業年金無し23,000円／月、企業年金有り（公務員含む）20,000円／月（12月より、62,000円／月）
（企業年金加入状況により異なるので、詳細は勤務先にご確認ください）
専業主婦(主夫)：23,000円／月

２）1月1日時点で18歳以上の場合にNISA口座を開設できる

３）簿価残高方式で管理（枠の再利用が可能）

生命保険等におけるリビング・ニーズ特約（国税庁ＨＰ抜粋）

リビング・ニーズ特約に基づく生前給付金

【照会要旨】

リビング・ニーズ特約に基づく保険金(生前給付金)は、非課税所得として取り扱って差し支えありませんか。

《リビング・ニーズ特約の概要》

(1)　**被保険者の余命が6か月以内と診断**された場合に、主契約の死亡保険金の一部又は全部(上限3,000万円)を生前給付金として支払う。

(2)　生前給付金を支払ったときは、これと同額の死亡保険金が減額されたものとされる(死亡保険金の全部を生前給付金として支払った場合には、主契約は消滅する。)。

(3)　生前給付金の受取人は被保険者とし、配偶者等について指定代理請求を認める。

(4)　特約の保険料は不要である(主契約の保険料に吸収されている。)。

【回答要旨】

非課税所得として取り扱って差し支えありません。

リビング・ニーズ特約による生前給付金は、死亡保険金の前払的な性格を有していますが、被保険者の余命が6か月以内と判断されたことを支払事由としており、死亡を支払事由とするものではないことからすれば、重度の疾病に基因して支払われる保険金に該当するものと認められます。

疾病により重度障害の状態になったことなどに基因して支払われる保険金は、所得税法施行令第30条第1号《非課税とされる保険金、損害賠償金等》に掲げる「身体の傷害に基因して支払われる」保険金に該当するものと取り扱っており(所得税基本通達9-21)、その保険金は非課税所得となります。

(注)　生前給付金の受取人がその支払を受けた後（指定代理請求人が指定代理請求により支払を受けた場合を含みます。）にその受取人である被保険者が死亡した場合で、その受けた給付金のうち被保険者に係る入院費用等の支払に充てられた後の相続開始時点における残額は、死亡した被保険者に係る本来の相続財産として相続税の課税対象となります(この場合、相続税法第12条第1項第5号《相続税の非課税財産》の規定の適用はないことに注意してください。)。